

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（第919回）
東京電力ホールディングス株式会社に関する指摘内容

令和2年11月13日
原子力規制庁
新基準適合性審査チーム

【福島第二及び東通保安規定の変更（7項目の反映等）】

- 「原子力事業者としての基本姿勢」として同一のものを各発電所に定めたいとの趣旨は理解したが、福島第二や東通の保安規定に柏崎刈羽の安全性向上等と記載されることに違和感があり、初めてこの保安規定を見る社員が誤解することも考えられるため、それぞれの発電所に適した記載に書き換え、その趣旨も含めて保安規定に定めることを検討すること。
- 東通のリスク管理体制について、燃料搬入前までは重要なリスクに対するフローを適用しないとの考えだが、燃料搬入前の段階でも設計の前提に影響を与えるような大きなリスクが確認された場合の当該リスクに対する対応について説明すること。

以上